保護者の皆様へ 2020年4月

新型コロナウィルス感染拡大における今後の対応について(2020年4月28日改)

現在、東京をはじめとする大都市圏で日に日に感染者数が増加しています。今後長野県についても 感染が拡大する恐れがあるため、今後の対応についてご報告いたします。

①拡大レベルに応じた対応(域内…10広域の内、松本と諏訪を判断基準とします。)

長野県内の『発生段階区分』 参考4/23長野県暫定版		当塾の対応
レベル1 (域内発生早期)	感染経路が特定・推定できている状態	通常の授業日程で実施
レベル2(域内感染発生期)	感染経路を特定できない感染者が発生するか、 単発的なクラスターが発生した状態	*隔週での授業実施
レベル3(域内蔓延期)	感染経路を特定できない感染者が多数発生する か、クラスターが連続して複数発生した状態	*休講
レベル4(域内蔓延期)	※現在、県が検討中	*休講・教室終日施錠

参考 *

- ・隔週での授業…週1回の教室授業を2週に1回とします。(希望者は遠隔授業も可)
- ・休講…教室での授業を停止し、映像授業や遠隔授業とします。 (Zoomによる遠隔授業・YouTubeによる映像授業配信・LINEによる質問受付)

②個別事案への対応

(1)感染者が発生した学校に在籍している塾生は、発生確認日から14日間の通塾停止とします。 (該当期間分の授業は期限を設けず振替対応 又は映像授業や遠隔授業・メールによる質問対応を実施します。)

(2)在塾生に感染者が発生した場合、発生確認日から28日間教室閉鎖とします。

(該当期間中は映像授業や遠隔授業・メールによる質問対応を実施します。)

(3)在塾生の家族・関係者に感染者が発生した場合は、(1)と同様に事項確認日より14日間の通塾停止とします。

(原則、該当期間分の授業は期限を設けず振替対応とします。)

(4)教室責任者・講師が感染した場合、(2)と同様に発生確認日から28日間教室閉鎖とします。

(原則、該当期間分の授業料を返還します。方法は振込または以降の授業料からの相殺とします。)

(5)教室責任者・講師の近親者が感染した場合、発生確認日から14日間休講とします。

(該当期間中は映像授業や遠隔授業・メールによる質問対応を実施します。※希望者には当該期間分の授業を振替にて対応します。)